

令和4年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年3月14日（第11日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
3番	友田香将雄	12番	井崎好信
4番	重富邦夫	13番	内野さよ子
5番	中村秀子	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎
9番	大串武次		

2. 欠席議員は次のとおりである。

6番 定松弘介

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	久原浩文	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好	主任指導主事	梅木純一

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀
課長補佐 中原賢一

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番 岸川信義 3番 友田香将雄

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 中村秀子議員

1. コロナ禍における業務継続計画について
2. 高齢者福祉と生涯学習事業の在り方について
3. 空き家対策について

2. 溝口 誠議員

1. 治水整備計画について
2. 子どもの医療費について
3. ケアラーへの支援について

日程第3 追加議案 提案理由の説明

日程第4 議案第8号 第3次白石町総合計画の策定について

日程第5 議案第17号 白石町立白石中学校仮設校舎建設・解体工事請負契約について

10時00分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。定松弘介議員から欠席届が提出されています。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岸川信義議員、友田香将雄議員の両名を指名します。

日程第3

○片渕栄二郎議長

本日は日程を変更して、日程第3、追加議案の提案を先に行います。

日程第3、ただいま町長から追加議案1件の議案が提出されました。

ただいま上程しました追加議案について、提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

町議会の皆様、お疲れさまでございます。連日御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、契約案件の議案を1件追加提案させていただきたいので、提案理由を御説明申し上げます。

追加提案する議案第17号「白石町立白石中学校仮設校舎建設・解体工事請負契約について」は、令和6年4月の新設中学校開校に向けて、白石中学校整備工事を円滑に進めるとともに、よりよい学習環境を確保するため、仮設校舎を建設するものでございます。

契約方法につきましては指名競争入札により行い、契約金額は消費税込みで7,967万5,200円、契約の相手方は日東工営株式会社九州支店でございます。

当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。どうか十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時04分 休憩

10時26分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第8号「第3次白石町総合計画の策定について」を議題とします。
質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

「第3次白石町総合計画の策定について」、今回の議案として出ております。これは審議会のほうから答申を受けて今回上程されたものというふうに思っておりますが、中身について確認させていただきますと、経過指標とかもしっかり立てていただいて、今回作成をされております。

ただ、中身を確認させていただきますと、本町のこれからの動きだったり、あと我々も一般質問のところで総合計画を基に質問させていただいております。その中で、これからの4年間どういった成果を取ったのかというのは、この総合計画を基に我々は判断していくものでございます。

そういう状況で、第2次総合計画のときには、実施計画がなかなか策定できなかったという課題もありますし、また総合計画自体がなかなか検証に結びつかなかったという課題も残っております。

この第3次総合計画を今回策定される、答申があったということもありますので、我々はそれを十分に尊重し今回審議するものではありませんが、ただ私としても、例えばこちらにあります経過指標のところに関しては、まだまだ吟味する余地があるんじゃないかなというふうに思っております。議会としても附帯決議とかという方法もいろいろと検討もさせていただきましたが、改めて私のほうから質疑という形で質問させていただきます。

先ほど申しました指標の見直しというところも今後十分考えられるものであるかなというふうに思っていますし、そういう柔軟な対応をしていくことこそが本当に実のあった総合計画になるんじゃないかなというふうに思っております。

また、実施計画、一番はこの実施計画をどのように運用していったら、そしてそれを検証していくかというところが一番大事なところになってくるかなというふうに思いますが、そのあたりについてどのような考えを持たれているかというのを教えてください。

○坂本博樹企画財政課長

私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、第3次の白石町総合計画の策定について、今議会に上程をさせていただきました。

この計画の策定に当たりましては、まず町民アンケート実施をいたしまして、それと各課による第2次計画の検証、そして総合計画審議会委員19名による7回にわたっての協議、そのうち1回につきましてはコロナの関係で書面での審議という形を取らせていただきました。また、パブリックコメントでも多くの御意見をいただいたところでございます。

第2次計画の反省といいますか、これについては、先ほど議員申されますように、実施計画が策定できていなかった、我々の怠慢というか、そういったところで大変申し訳なく思っております。

第3次計画につきましては、第2次計画の基本理念「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」、それとまちづくりの大綱を踏襲いたしております。まちづくりの大綱に基づきまして、施策体系については第1章から第6章まで全部で19の節を設けまして、第2次計画ではなかったその19の節に全部で37の施策を策定しております。その施策に基づきまして、メリハリをつけるということで、6つの重点施策という形で策定をさせていただきます。それぞれの施策につきましては、目指すべき方向、現状と課題、主な取り組み、そして成果指標と関連するSDGsを追加いたして構成をいたしております。

この総合計画では、それぞれの施策に対しまして、まず大枠のところでの表記ということでさせていただきます。また、主な取り組みに対する具体的な事業につきましては、先ほど議員申されますように、実施計画でお示しをすることにしております。また、成果指標につきましても、目指すべき方向の実現のために、ある程度数値で示せる代表的なところでの成果指標の設定をまず基本として、またこの総合計画につきましても各種計画の上位計画になりますので、この総合計画と連携します各種の個別

の計画にも指標等がある部分がございますので、それとの整合性を取ることを基本として、設定をさせていただいております。

改めてですが、今回の提案説明に当たりまして、私の説明が不足していた部分があると思います。大変申し訳なく思っております。さきの全員協議会の中で、議員の皆様からいろいろな多くの御意見をいただきました。進捗管理につきましては、いただいた御意見なども十分踏まえまして、記載されていない部分での成果指標と議員のほうからいろいろ御意見をいただいたそういった指標等も十分意識して、事業の進捗を図っていきたいと思っております。

先ほど言われましたように、これに伴う実施計画につきましては、予算と連携する実施計画でございます。現在、当初予算については皆様のほうから可決をいただきましたけども、その事業との連携する実施計画でございます。その実施計画につきましては、さっき議員が言われましたように、年度ごとの成果が把握できる、そういったものについても実施計画の中で表示をしていきたい。中には満足度とかそういったところもありますけど、なかなかそれについては単年度での評価というのはできないか分かりませんので、それについてはある程度この4年間の後の成果になろうかと思っておりますけど、それぞれ成果として、指標として、できる部分についてはそういったところでお示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういうことで、今後とも十分進捗管理には努めてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど実施計画書の件についても答弁いただきました。

一番大事なことは何なのかということをお伝えしますと、総合計画または実施計画を策定することが目的じゃないんです。実はそれを策定した後どう運用していくのか、どう検証していくのかというのが一番大事なところであります。そういうことでありますから、この総合計画をどう策定していくかというのはすごく大事なことであると思うんです。先ほどありましたように、実施計画のところで、いろんなこれから事業だったり施策だったり行われていくんですが、その検証をどうしていくのかということに関して、先ほどありました指標をどう捉えていくのかということところが私としてはすごく大事なことでありますし、逆に我々はそこしか検証のしようがないんです。なので、指標の大切さ、あとは実際の、例えば現状と課題、ここの内容にも書かれておりますけども、主な取り組み状況とその指標はどうリンクしているのかというのをしっかり見ていく必要があるかというふうに私としては思っております。

例えば、ここにあります農林水産物のPR、ブランド化ということは重点施策として書かれておりますけども、それに対する指標が道の駅の売上額であったり来場者数、またはふるさと応援寄附金の件数であったりとかということだけしか指標がないというのはちょっと残念かなというふうに思っております。例えば、PR、ブランド化というのをすごく数値化するのは難しいとは思いますが、ただ、これをいかにみえる化にするかというところが、逆に指標をどう運用していくかというところのすごく大事な

とこだというふうに思っております。

また、もう一つ、資料の次のページにあるんですけども、学校教育の充実という項目もあります。重点施策としてこちらも挙げられておりますけども、実際の成果指標としては学校施設整備、学校教育の充実の満足度だけしか測ることができていないと、逆に指標を出すことができていないというのは今後の課題なのかなというふうに思っております。

何度も申し上げますように、この実施計画または総合計画のほうをいかに運用していった、いかに改善をしていくかというところが大事なところになってくるかと思うんですけども、もう一度質問させてください。そういった形で運用していった、今後見直しが必要になってきた場合に、従来の総合計画であれば見直すことを正直前提にしていけないというのがあったというふうに思うんですけども、ただ私としては柔軟な対応、変化がすごく激しい昨今でありますから、そういう見直しも柔軟に取り入れながら運用していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりについての所見をお伺いしたいと思います。

○坂本博樹企画財政課長

今後4年間の総合計画という形で今回策定をさせていただきました。

今回、それぞれの施策がどういった施策をしているのか、これ全て町が行っている施策ではありませんけど、大まかな施策、例えば移住・定住であったり、そういったものについては、こういうことをしているのかというのをある程度、一つはみえる化っていいですか、そういったのも検討いたしたところでございます。

基本的に今回37という大まかな施策を策定させていただいておりますし、ここの部分については、当然いろいろな状況によって変更が必要であれば、そこについては柔軟に対応していきたいと思っております。

また、特に指標というようなどころについては、先ほど申しましたけども、この計画については代表的なところというか、この計画に連携する各種計画もいろいろな部署で持っております。その中でも指標として設定している部分もございますので、先ほど申しましたように、大きく見直す必要が出てくる場合があれば、総合計画については見直ししていきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

町長に質問させてください。

この総合計画は、言わば白石町のこれから4年間のどういう未来に進むのかという希望が詰まっているというふうに私としては思っておりますし、審議会のほうでもそういう気持ちで委員の方々がいろんな御意見を出していただいているんじゃないかなというふうに思っております。また、パブリックコメントでもたくさんの御意見をいただいているということもありますので、この総合計画に関しては、多くの方が期待を寄せられているというふうに思っております。

これをしっかりと運用して、我々の未来に向けてしっかりと形にしていくということで、町長として、これを基にどういう運用をされていきたいというふうに思われているのか、最後に答弁のほどお願いします。

○田島健一町長

今回の第3次の総合計画につきましては、第2次総合計画を踏まえて、時代に即したものであるということで、審議会の中でもいろいろと議論をいただいたわけでございます。

議員から再々申されておりますように、この総合計画については、19節37施策、そのうちの6つの重点施策ということをお示しさせていただいてるんですけども、成果目標、数値がはっきりと見えないんじゃないかというような御指摘でございます。

これにつきましても、前回も具体的な数値というのがびしっとされていたかということ、ちょっとされていなかったということを私たちも反省をしているわけでございますけれども、これについては、先ほど課長答弁にありましたように、審議会の中でもいろいろ議論をしていただいた中での成果ということでございまして、我々もそれにまた肉づけする形をしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど議員のほうからも提案といいますか、申し上げられましたけども、今後変化に柔軟に対応、変更していくべきじゃないかというような御意見もいただきました。これについては、まさしくそのとおりだというふうに思っております。

最近の社会情勢の変化というものは、目まぐるしいものがございます。そういったことから、人口減少問題しかり教育問題しかり、いろんなものも目まぐるしく変わっておりますので、これについては数値目標を掲げておっても、これは先倒しせにゃいかんばいというようなことが出てきたり、これはちょっと後回しにせんと全部が全部はやれんばいというようなことが出てくるかも分かりません。そういったところについては、もちろん総合計画はいろんな町政を進めていく上の基本的なものではございますけれども、議会の皆さん方と共に、また町民の皆さんたちの意見も聞きながら、柔軟にも対応していくべきではないかなというふうに思っております。

それについては、先ほど答弁の中にもありましたけれども、途中で見直しというか、具体的に審議会とか何とかじゃ諮るということはできないかなあというふうに思いますが、内規といいますか、中のほうで、こういうふうにしていきたいというのもあっていいんじゃないかなと私自身は思っているところでございます。いずれにしても、これが全てこのとおりでもなかろうし、柔軟に対応、変化させていかなければいけないんじゃないかなあというふうに私は思っているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

先ほどの友田香将雄議員の質問と趣旨的には同じになりますけれども、個別事項で質問をさせていただきます。

計画案の53ページ、54ページ、タブレットでは60ページと61ページになります。

先ほど友田議員も触れられましたけれども、施策25、学校教育の充実についてです。

先日の全員協議会で、この学校教育の充実の成果指標に、町立小学校児童の中学校進学率を成果指標にする案を、私、提言をさせていただきました。

全員協議会の繰り返しになりますけれども、計画にあります主な取り組みの3つが児童・生徒や、そして保護者に評価をされれば、現在県立や私立の中学校、過去におきましては町外の中学校に部活動等で流失していた中学校の進学者が町内にとどまると私は考えます。進学率が1.0を超えるということであれば、新しい中学校が町外から人を呼び込んだことになると思います。そして、そういう中学校になってほしいというふうに思っております。計画案の成果、目標値となる令和7年度は新設中学校の開校2年目です。新設中学校のまさに評価になるタイミングと考えまして、私は提言をさせていただきました。

しかし、今頃言うてはではありませんので、全員協議会では、この後に実施計画があり、具体的には教育大綱だと答弁がありました。つきましては、実施計画や教育大綱、また先ほど企画財政課長の答弁にありました見直しがあるならば、評価のみえる化として、中学校新設に伴います客観的数値目標、成果指標を検討していただけるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○北村喜久次教育長

ありがとうございます。

まず最初に、進学率が1.0を超えるようにということで申されました。

このことについて教育長の見解ですが、確かに町内の中学校に行きたいと、あえて町外に出なくとも、あるいは周りの町からでも白石町の中学校に行きたいというふうになるようにしっかりと努力をしなければならぬと思いますが、ただ町外に出ている子どもたちの状況を見ますと、例えば県立の中学校、それから私立の中学校、それから中高とつながる、それぞれ建学の精神、それから特色がございます。最初から難関大学を目指すというふうなことで特殊なカリキュラムを組んでやるところもございます。3年間の過程を2年で終わって、あと一年は進学準備とか、そういう極端なところもありますけれども、実際本年度も今のところ報告を受けている者が7名おります。県立中、弘学館、清和中と。これまでも毎年10名前後の子どもたちが町内の中学校でないところに進学をしているわけですが、今申しましたように、それぞれの学校の特色がありますので同じ土俵にはないと考えます。

そういう意味で、進学率が1.0というのを超すというのを指標にというのは、私はなじまないんじゃないかなと思うんです。選択肢が町立の中学校だけじゃなくて、複数の選択肢があるというのは、これぞ豊かな世の中のまさに指標になっていると思うんです。そういう意味で、繰り返しますが、それぞれの特色があって、同じ土俵にはありませんので、1.0の指標にはなじまないんじゃないかと思えます。

あわせて、新しい学校のみえる化ということで、指標ですけれども、今回の総合計画はまさにその目指すべき方向性ということで大きな方向性を示してあって、それに

対する幾つかの典型的な成果指標を挙げてあると思うんです。

実際、実施計画あるいは新しい学校の経営の評価、そういうところについては、例えば子どもたちが新しい中学校の生活に満足をしている、誇りに思う、あるいは我がふるさとを誇りに思う、こういった子どもたちが9割を超えるとか、それから部活動、主体的に活動している、楽しい、こういったことも、僕は9割を超えるというような指標は具体的に掲げて、外部評価を仰がなければならないと思っております。

こういうものは、この下の実際の実施計画、併せて学校の運営計画、経営計画、そういうものに入ってくると思しますので、今も実際やっているんですが、新しい学校については、広く保護者、子ども、町民の皆さんからそういった声をいただいて、実際に描いていること、言っていることがちゃんと具現化できているかということきちんと知らせるといった外部評価の活動をより充実させなきゃならないと考えているところです。

以上です。

○吉岡正博議員

ただいまの教育長のお話は、私も分かります。

1.0というのは一つの目標でございまして、1.0を超えるということは、外から入ってきたということが出る学校になれば1.0を超えるということでございます。

個々に見ますと、確かに先ほど個別事項でほかの学校に行かれる方、町外の学校に行かれる方があると思えます。逆に言いますと、個別事項で白石の新しい学校が子どもたちを呼び込むことができるということを考えておりますので、そこを非常に私は重視したい。その個別事項でほかから来ると、そしたら進学率が今よりも、数字的な話になってきますけど高くなる、差引きで高くなるし、1.0を超えたら相当中学校が人を呼び込んだねという結論になるんで、そこを目標にさせていただきたいというところでございます。

ただ、これは先ほど申しましたように、実施計画や教育大綱の中できるときには、もっともちろん練っていただきたいと思うところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○内野さよ子議員

賛成討論。

私は、議案第8号「第3次白石町総合計画の策定について」の採決に対して、賛成の立場で討論をいたします。

白石町総合計画の策定については、白石町議会基本条例第11条第1項の規定に基づ

き今議会へ提案をされており、この総合計画の実現に向けては、議会側も重い責任を負うこととなります。ついては、これからの決算報告時には実施計画書の進捗状況を説明していただくとともに、P D C Aサイクルにより適切に事務事業の改善に努められることを求めるところです。

また、計画期間内であっても、状況の変化に応じて議会の意見を十分に勘案していただき、適切に見直しを行うことを併せて求めたいと思います。

以上、述べましたとおり意見を申し上げ、執行部と議会が力を合わせながら、白石町の基本理念であります「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を目指していくために、議案第8号に対し議員一同が賛成していただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第8号「第3次白石町総合計画の策定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第17号「白石町立白石中学校仮設校舎建設・解体工事請負契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

1点お伺いします。

契約時は全協のほうで聞きましたので、今後の工事に対する考え方をお聞きしますが、今現在中学校には正門と裏門と2つの門がございますけども、工事に関してそこを使うのか、今の通路を使えば生徒と競合を完全にいたします。そうした場合、工事のための入り口を別に作って、まずもって仮設校舎の建設、解体をやられるのか、リース物件もいっぱい入ってくるですね。今後また本校舎のほうの改修工事等もありますので、基本的な考え方をお聞かせください。

○出雲 誠学校教育課長

工事用車両の進入につきましては、まず本工事のほうは専用の入り口といたしますか、フェンスを外して、例えば南側の西側のフェンスを外して町道から入るとか、そういうことを考えていかないかと思っています。

具体的には落札業者と打合せをするような形になると思いますが、仮設についても、

そのへんをどうするかというところは落札業者と具体的な打合せをしていきたいと思っていますところでは。

以上です。

○吉岡英允議員

学校があっている最中に仮設校舎を建てんばいかんけん、とにかく安全に子どもたちが授業を受けられるように御配慮をお願いしときたいと思います。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号「白石町立白石中学校仮設校舎建設・解体工事請負契約について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

11時20分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、一般質問を行います。

暑い方は上着をお取りください。

通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、3月議会最初の一般質問をさせていただきます。

通告に従って、3点について質問を行います。

1点目、コロナ禍における業務継続計画についてです。

新型コロナウイルス感染症は、今やオミクロン株に変わってその感染力は大きく、第6波はデルタ株の第5波を大きく上回る状況です。佐賀県でも500名以上の感染者が続き、本町でも感染者が減らない状況が続いております。今や、誰がかかってもおかしくない状況であります。

本町の役場職員の方々も感染されているところです。その都度、庁舎内には濃厚接触者はいないと発表されていますが、現在の基準では濃厚接触者は該当ありませんが、感染のおそれは十分にあると思います。しかし、役場の業務は中断を許さないものがあり、コロナ禍の中で粛々と業務を遂行されていることに敬意を表するものでございます。

様々なフェーズに対応し、変化するでしょうが、新型コロナウイルス感染症対策として業務継続計画について説明をお願いします。

○千布一夫総務課長

白石町の業務継続計画についての御質問でございます。

本町の感染症に係る業務継続計画、いわゆるBCPでございますが、これにつきましては令和2年4月に策定をしております。

この計画は、職員への感染拡大により、人的な制限はもとよりそれによる様々な制限が起きる状況下において、必要な行政機能や行政活動を維持継続するため、優先的に実施すべき業務、いわゆる非常時優先業務を特定しまして、業務の執行体制や対応手順などを定めたものでございます。

この非常時優先業務につきましては、業務困難となった場合であっても優先して実施すべき業務、例えば即時対応が必要な災害対応業務や上下水道、し尿処理、ごみ処理など、町民の生活維持に不可欠な業務などを想定しております。

BCPで想定する危機事象は、同じ課内で複数の職員が感染し、全職員が濃厚接触者となり、全員が出勤停止となる状況としております。この事象では相当数の職員が感染した状況と予想され、発生した後直ちに業務経験者などの代理の職員を配置しまして、非常時優先業務を継続することとしております。なお、配置する職員は当該部署の2分の1を想定しております。

現在のところ、BCPによる業務の執行はございませんが、1月にはある係でPCR検査のため一時的な職員不足が生じまして、2人の応援職員の配置による対応を行った事例がございます。このようなケースは今後も予想されますので、各課対応のマニュアルを作成しまして、職員に周知し、対応しているところでございます。

コロナ禍におきましても滞りなく町民の皆様へのサービスを継続するため、しっかりと体制を取っていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

現在の本町のBCPでは、課の全員が感染したり濃厚接触者となって出勤できない場合に発動されるというような御説明であったかと思いますが、フェーズによって半数が罹患したり陽性者あるいは濃厚接触者となった場合でも、状況はかなり変わるんじゃないかなというふうに思います。よその自治体なんかでも、フェーズによって人数を変えたりだとか、そういう対応をされているんですけれども、そこらへんについてはどのようにお考えでしょうか。

○千布一夫総務課長

議員のほうから、例えば2分の1とかそういった状況に応じた対応といいますか、そこらへんをどう考えているかという御質問でございますが、先ほど私のほうから答弁いたしました、想定される事象というのは、庁舎内で相当数の職員数が感染した場合、つまり同一課内で全職員が出勤停止となった場合というのを想定しております。感染拡大の中でも極力通常の住民サービスを継続したいと考えておりますが、職員への感染拡大は予測ができませんので、急な拡大で課内での調整が難しい場合はやむを得ずBCPの対応となる場合はあるかもしれません。また、それから様々なケースで想定事象じゃなくてもBCPによる対応が必要となることは十分考えられます。

危機事象が生じた場合は、BCPを基本として、その時々状況によりまして、今現在マニュアル等も別に作っておりますが、そのマニュアルを参考に各課と協力しながら対応していきたいと思っております。

先ほど議員がおっしゃられました、例えば半分が罹患した場合とか、半分どころか出勤できなくなった場合とか、それぞれのレベルに応じたBCP対応計画というのが今後の検討課題かなというふうにも考えております。

以上です。

○中村秀子議員

場に応じては、技術があるとか、一応何かができるというようなことのリストアップだとか、どの課を回っているだとか、その人の携わった課の履歴にもよるかと思えますので、誰がどういけるんだということを把握しておく必要があるんじゃないかなと思います。順次、これを機に対応されて、臨機応変な対応というのが必要になってくるかと思えます。

また、職員が感染したり濃厚接触者になって自宅待機をされた場合に、業務によってはテレワークで業務ができるものもあるんじゃないかと思うんですけども、そこらへんの状況についてはいかがでしょうか。

○千布一夫総務課長

テレワークの御質問がございましたが、実際自宅待機といいますか、念のために自宅待機にしてくださいという職員が出たケースも多くあります。業務によっては、実際にテレワークを行って仕事をしてもらったというケースもございます。結構、何人でも、今現在何人という数字のほうは手持ちがありませんが、実際テレワークで行っている職員はおります。

○中村秀子議員

今は濃厚接触者となった場合、3日ですかね、自宅待機が。以前は1週間だとか10日という非常に長い期間業務に携われない時期があるということがあった場合がありますので、やっぱりテレワークの推進とかデジタルDXの推進とかというのはこれからの大きな課題になるんじゃないかなというふうに考えております。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針では、エッセンシャルワーカ

一については感染対策を講じながら事業の継続をするように求めています。今は幼児や児童・生徒が感染し、学校が学級閉鎖をしたりするところが続いております。教師や保育士が罹患された場合、あるいは濃厚接触者となった場合の対処方針について伺います。

○梅木純一主任指導主事

まず、教員が罹患された場合の対応についてですが、まずは速やかな出勤停止措置を取り、学校においては業務分担の見直し等指導體制の構築を図るようにしています。担任等教師が不在になるという状況がありますので、級外職員や管理職で授業対応を行うこととしております。また、中学校は教科担任制ですので、時間割の変更等、現在ではそのような形で対応しているところです。

濃厚接触者の方におかれましては、エッセンシャルワーカーとしてでありますので、4日目、5日目の抗原検査が陰性であれば5日目で解除になるという方針の下、今取り組んでいるところになります。大きくは、年休、出張等で教員が不在になる場合と同じような体制での対応と今なっているところです。

○矢川靖章保健福祉課長

保健福祉課のほうから、保育士等が罹患された場合の対処方針について答弁させていただきます。

保育園、認定こども園の保育士等が新型コロナウイルスに感染した場合、感染者の状況の把握とともに、保健福祉事務所と連携の上、濃厚接触者の範囲の確認を行い、開所を続けるか、一部または全部を休園とするか、感染状況や保育の提供状況などを踏まえ、園と協議した上で最終判断をしております。

実際、オミクロン株に置き換わったと思われる今年1月以降は、白石町でも複数の園で園児、保育士の感染が確認され、対応を取っております。

保育園、認定こども園は、保護者の就労などにより家に一人であることができない年齢の子どもが利用していることから、保育士が感染し一時的に保育士が不足する場合でも、家庭保育が可能な家庭には登園自粛のお願いと人員や設備基準を柔軟に取り扱うことなどによりまして、可能な限り保育が提供されるように対応し、感染状況などにもよりますが、原則開所をすることとしております。

また、やむを得ず臨時休園する場合であっても、例えば医療従事者など、社会機能を維持するために就業の継続が必要な方、そして独り親家庭なので仕事を休むことが困難な方の子どもさんの受入れについては限定的に保育園で保育の提供を行うこととしております。

以上です。

○中村秀子議員

まず、学校の場合、今子どもたちは1人1台ずつ端末を持っているわけですがけれども、それを使って先生が家から授業をするだとか、そんなことができたらなあというような感想を持つんですけども、今はできてないということなんですけれども、そ

の方向性に向かって、どのようなプランをお持ちなのか。

また、保健福祉課のほうで、今回幾つかの園が感染のために休園になったり登園自粛になったりしていると思うんですけども、実際保護者の方が登園自粛をされた場合がどのくらいあるのか分かったら、そしてまたエッセンシャルワーカーで働かされている方の子どもさん、どうしても家では見られない子どもさんがどのくらいあったのか、お願いいたします。

○梅木純一主任指導主事

1人1台端末の活用についての部分になります。

まず、学校のほうに来れない子どもたちに向けてのオンラインというのが今各学校のほうで徐々に取り組みをスタートしていただいています。まだ配信程度であり、双方向のやり取りというのは、まだこれから問題点等を解決していかなければいけないかなと思っています。

逆のパターン、自宅待機をしている教員がという部分で、1校、1時間実践をしてもらっているところがあります。まだその効果がどうだったかというのはこれから検証していかなければいけないんですが、学校の中で誰が見るかとか、評価の部分はどうするかとかありますが、まずは実践をしてみて、どのような形でできるかをこれから積み重ねていかなければいけないなという現状です。

○矢川靖章保健福祉課長

実際、園のほうで園児または保育士等が感染された場合、どのくらいの登園自粛があったかということですけど、すみません、数字的なものはここに持ち合わせておりませんが、登園自粛をお願いした場合、保育園でもらっている費用の部分については減免の措置をさせていただいております。その分について、実際保護者さんから減免の申請が上がってきているのを見ますと、登園自粛をお願いした場合は、必ずその園では登園自粛に応えていただいているところはあるように思っております。

実際、エッセンシャルワーカーさんがどうしても休めないというようなところがあったかどうかという点につきましては、臨時休園をした場合、短期間でなるべく終わるような措置をお願いしております。実際、長くて3日程度お休みの場合があったかと思っておりますが、その際は園のほうに休めないとかと相談をしていただくようにしております。

それで、実際休園のときに預けられた方は聞いておりませんので、今のところはなにかというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

園のほうも保護者の方も、できる限り寄り添うというか、お互いにできることをしていくことがこの難局を乗り切る大きな鍵になるんじゃないかなというふうに思っております。

また、ごみ収集やし尿処理等、安定的な生活、最低限の生活に欠かせないサービス

などの民間業務委託者への対応方針について、いかがなさっているのかをお願いします。

○土井 一生活環境課長

議員御質問のごみ収集やし尿のくみ取り業務につきましては、人々の生活基盤を支える必要不可欠な業務であり、業務従事者の新型コロナウイルス感染による業務中止は避けなければならないと考えているところです。環境省のほうからも、ごみとし尿処理に関しましては事業継続のための指針が示されておりまして、町ではこの方針に基づきまして、委託業者さんや許可業者さんのほうに従業員等の感染防止対策については研修会を実施するようお願いいたしまして、もし会社内で罹患者が出た場合につきましては、その対応策について町のほうにも報告するようお願いいたしております。

ごみ収集業者さんの中には、町内に3社ございますけれども、自社の独自の取り組みといたしまして、従業員を2班体制に分け、それぞれの班員が接触しないような勤務体制を取っていらっしゃる場所もあります。

また、ごみ収集とし尿処理の方たちもエッセンシャルワーカーに含まれますので、町のほうから、1回目のワクチン接種のときから、一般の方よりも早めに接種券のほうを送付させていただいて、感染防止に努めていただいております。

町といたしましては、今後も引き続き感染防止対策に御尽力いただきまして、気を緩めることがないようにお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

次ですが、コロナ禍においても、一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方の日常の見守り活動は欠かすことができません。福祉を必要とする方々への民生委員、児童委員を中心とした福祉活動における感染対策の状況はどうなっておるのでしょうか。

また、緊急通報体制等整備事業で一人暮らしの高齢者の緊急時に対応するための緊急通報システムを設置する事業を継続して行っているということがこの前審議の中でもありましたけれども、その実績と仕組みについてお願いいたします。

○武富 健長寿社会課長

緊急通報装置についての御質問でございます。

町では、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、一人暮らし高齢者などの急病などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ごく簡単な操作によって緊急事態を通報することができる緊急通報装置を貸与しております。65歳以上の一人暮らしの高齢者の方あるいは高齢者のみの世帯で、日常生活を営む上で常時注意が必要な状態にあるなどの要件がございまして、現在32台設置をしております。

簡単な操作というのが、ボタンを押せば事業を委託しております警備会社のほうに通報がありまして、その内容によって、警備会社のほうから救急車の出動を要請したり、あとは機動隊が駆けつけて状況の確認をするといった事業でございます。

○矢川靖章保健福祉課長

私のほうから、民生委員、児童委員の活動についてお答えいたします。

民生委員、児童委員の方々には、担当する区域や、そこで暮らす町民の状況を把握し、一人暮らしの高齢者等の見守りをしていただいております。また、必要に応じて、役場や社会福祉協議会など支援機関につないでいただくつなぎ役として活動していただいているところです。

コロナ禍の中においては、活動を行っていただくに当たって、民生委員、児童委員さんも、まずは自分や自分の家族の感染防止を優先していただくようお願いしております。感染状況によっては訪問活動を控えていただき、電話や手紙などの訪問活動以外での見守りをお願いしております。

また、訪問が必要な方については、身体的距離の確保や玄関先で短時間の訪問にするなどで感染防止に努めていただいております。また、感染予防対策として、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染予防の対策を取っていただくとともに、3密を避けていただくようお願いしているところです。

以上です。

○中村秀子議員

それから、コロナウイルス感染症で陽性になった方、あるいは濃厚接触者として自宅待機を命じられた方々へのケアはどのようになっているのでしょうか。

私の知り合いの県の東部の町の方は、保健所からいろいろ熱を聞いたり体調を聞いたり電話があるとともに、その町の社協から食べ切らんとはいっぱい米とかレトルト食品とかが寄せられてきたということなんですけれども、本町はそのへんの支援の体制はどのようになっているのでしょうか。

○矢川靖章保健福祉課長

コロナに感染されて自宅療養をされている方についての支援の御質問でございます。

自宅療養されている方につきましては、発症日から10日程度、無症状の方については検査日から7日程度、自宅療養の場合は御自宅で療養いただくようお願いがっております。その際は、県のほうから5日分程度の食料品の支援物資が届けられまして、自宅に保管されている食料と合わせて活用いただくようになっていると聞いております。

ただし、食料が不足する場合などは、親族、知人などに買い物を依頼されている現状もあるように思います。県からは、個人を特定するような情報について、町のほうには、コロナ感染者の情報ですけども、入っておりません。食料が不足し、親族にも買い物が頼めないなど、支援が必要な方の確認ができない状況でございます。買い物支援が必要な方の情報が入りましたら、社会福祉協議会と連携して臨機応変に支援を行っていきたいと思っております。

実際、白石町の社会福祉協議会のほうに買い物の支援ができないかというようなお問合せが入っていることもあっているようです。その場合、実際支援までは至っておりませんが、食料については間に合いましたということの情報が入って、実際の支援

にまでは至っておりませんが、そういう情報が入りましたら、社会福祉協議会と情報を共有して支援を行っていきたいというふうに思っています。

佐賀県の東部のほうで、社協のほうから食料支援が実際あっているというようなお話をいただきましたけども、それにつきましても、他団体等の御協力がありまして、その下地があつての食料支援というふうなことを聞いております。白石町の場合はそこがまだ整っておりませんので、買い物支援のほうから行っていければというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

それでは、まとめると、コロナの陽性者であつたり感染した場合、ちょっと困っているというときには、周りのほうは誰が感染者か分からないので隣近所の人が支援することはできないので、自分から社協のほうへ電話をすれば、いろんな支援を検討できるというようなことですかね。

○矢川靖章保健福祉課長

議員言われるとおり、コロナの感染の情報が入りませんので、その対象となられる方は自ら社会福祉協議会もしくは役場に買い物支援をお願いしたいというような連絡をいただければ対応していきたいというふうに思います。

○中村秀子議員

じゃあ、次の第2番目の質問に入りたいと思います。

高齢者福祉と生涯学習の在り方についてです。

本町の高齢化率は、65歳以上ですが、65%を超えております。増加する高齢者が地域社会で活躍したり、人や地域とつながりを持ったりして生きがいを持ち、健康を維持して生き生きと生活できることが大切であると思います。

地域で介護予防教室やサロンが開設されていますが、その実施状況について説明をお願いします。また、地域サロンの中で、通所型サービスBに当たるサロンについて説明をお願いします。

○武富 健長寿社会課長

65歳以上を対象といたしました町の介護予防教室につきましては、筋力トレーニングやストレッチ及び脳トレや低栄養予防と口腔指導を目的として、年間を通して、しゃきつと教室、元気が出る学校、元気が出る大学を実施しております。

また次に、地域におけるサロンの開設状況につきましては、議員のほうから資料請求があつておりましたので、その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

現在、町内では、地区の公民館などを中心に46箇所でサロンが開設されております。このうち白石町健康体操を主にしたサロンは28箇所で、介護予防ボランティアを中心に活動をされております。サロンの活動回数でございますが、毎週1回活動されているところから、月2回、月1回と様々な状況でございます。また、活動内容につきま

しては、健康体操、ゲーム、スポーツなど、それぞれのサロンで工夫をして実施をされている状況でございます。

先ほど質問のございました通所型サービスBというサロンでございますが、必ず週に1回、健康体操を中心にした活動をしていただくというのが要件でございます。あと、介護予防の委託金を使った事業ということで、一般のサロンと違いまして、各種の補助金を交付して活動していただいておりますので、その補助金の申請に要します書類等の提出が必要になってくるということで、対象のサロンにつきましては、説明会などを開催しながら、スムーズな運営に努めていただくよう支援をしているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

サロンの開設状況の分布を見ると、白石地区は21箇所、行政区ごとというか、各部落ごとに開設されていて、非常に行きやすいような状況であると思います。私の住んでいる有明地区は、このコロナ禍もあって、社会福祉協議会まで行けない、車の運転できないし、ちょっと行き切らんもんねえというお話がございました。

白石地区のように部落でサロンが行われるというようなことが必要じゃないかなというふうに思っているんですけども、有明地区、福富地区は3箇所であります。特に、有明地区には通所型サービスBが開設されておられません。分布マップが作られていますけれども、白石地区、福富地区はたくさんあるんですけど、有明地区は全然そういうポイントが打たれてないというような状況に、何でなのかなあというようなところがございます。開設の要件が厳しいのか、開設が進まない課題は何なのかということはどう把握されているか、また開設に向けた社協や町の支援とかというのはどのようにあるのでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

介護予防を進める上で、高齢になっても自らの健康は自分で守り努力する意識を持ち続ける高齢者をいかに増やすかは大きな課題であることから、町ではこれまで身近な場所で活動できるサロンの開設を社会福祉協議会と連携して支援してまいりました。

しかし、地域によっては、先ほど議員御指摘のとおり、まだまだサロンが立ち上がっていない地域があるかと思っております。その理由といたしまして、町としては、介護予防の必要性が十分伝わっていないであるとか、介護予防ボランティアを担っていただく方がいないなどの課題があり、サロンが開設できていないというふうに考えているところでございます。

また、現在活動されているサロンにつきましても、ボランティアの方が高齢化し、ボランティアを引き継いで担っていただく方がいないといったような課題もございません。

そこで、町では、令和4年度に健康の保持増進への意識啓発と住民主体の通いの場の新設及び介護予防ボランティア育成を目的に、認知症・ロコモ予防教室を開設する予定です。

介護を要する高齢者は75歳を境に増加し、加齢とともに大幅に増えていきます。そのため、75歳までの高齢者を対象とした教室を開催しまして、健康意識を高め、自らの健康づくりを地域住民の方とともに継続していただく新たなサロンの開設に向けた支援につなげていきたいというふうに考えております。

また、介護予防ボランティアに対する毎月の研修を通して、サロンの運営や介護予防に関する知識、技能の習得に向けた支援についても、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

サロンの開設に向けた意識の高まり、それがこれから必要だという意識がちょっと足りないというところが有明地区にあるのかなというふうに思っているんです。たくさん老人会だとかそういう方々に対して啓発するというか、ぜひ地域の老人会に、出前講座じゃないですけども、行って、ぜひサロンを立ち上げたらいかがでしょうかというような働きかけというのがあれば腰を上げるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○武富 健長寿社会課長

サロンの開設に向けて、しっかり周知に努めていく必要があるというふうには考えております。ただ、無理に開設をしていくと長続きしないというような逆の面もございます。社協がチラシのほうにも書いていただいておりますけど、やはりサロンは皆さんが集まっていただいて、楽しく、気軽に、無理なく過ごせる場所ということで、サロンの設置に向けては、十分周知をしながら、一つでも多くのサロンが立ち上がっていくよう支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

コロナ禍では、公民館の活動も中止せざるを得ない状況が続いており、いろんな講座が今年度は中止になったかと思いますが、高齢化の中における生涯学習事業の在り方について考え方を示してください。

○谷崎孝則生涯学習課長

町の高齢化率が35%を上回る昨今、高齢者の方が健やかで、心豊かな人生を送っていただくことが大切なことであるというふうに思っております。また、そのためには生涯学習が不可欠であると思っております。

生涯学習課では、町内社会教育施設等で開催しております各種講座はもちろんのこと、先ほどお話も出ていましたが、サロンのほうに出向いて講話を行うまちづくり出前講座も行っております。メニューといたしましては、町内の文化財紹介、須古城の実態、人権・同和教室、そして老いを楽しく豊かにの講話のほか、体力維持に欠かせ

ない高齢者の体力づくり教室や、軽スポーツになりますけども、ニュースポーツ教室など6つのメニューを取りそろえております。

このように、こちらから出向くことで、乗用車を運転されないような高齢者の方にも文化教養と体力維持の講座をお届けできているものと、お届けしていきたいというふうに思っております。

今後も引き続き、いつでも、どこでも、誰でも学んでいただける講座を御用意していきたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

町では、高齢者に限らず、様々な年代層を対象に講座が行われておりますけれども、町が主催する生涯学習の講座の状況をお伺いします。これについては、資料要求しておりましたので、それで御説明してください。

○谷崎孝則生涯学習課長

この件につきましては、資料要求がございました。令和2年度と令和3年度の生涯学習講座の参加状況についてお示しをさせていただいております。

本町では、地域の方々の文化教養を深め、心豊かな人づくりと町内地域の一体的な融和を目指しまして、町内全ての皆様方に対しまして、求められる講座や教室を御提案させていただいているところでございます。

開催状況といたしましては、令和2年度は27件の講座を計画しましたが、コロナ禍の影響によりまして、4月から6月開催の講座など8講座については残念ながら中止せざるを得ませんでした。令和2年度については19の講座を実施したところでございます。

また、今年度は26件の講座を計画いたしましたが、まん延防止等重点措置が発令された2月の開催の講座など5つの講座が中止となりました。今年度につきましては、現在までに21講座を実施したところでございます。

次に、参加者につきましては、令和2年度は316人、また今年度は今のところ404人となっております。男女比で申し上げますと、大人の方の男性で15%、女性については85%、子どもの方で男子が35%、女子が65%、全体では男性2割に対し女性8割という参加割合となっております。

なお、参加者には高齢者、中でもシニア層と子どもの方が多く、大人も子どもも、どちらも男性が少ないというのが現状でございます。このような現状を踏まえまして、今後は男性も気軽に参加できる講座内容を検討していきたいと考えているところでございます。

人気のあるなしや実施の時期、開催の回数、広報のやり方によりまして、参加人数もまちまちとなっておりますけども、今後も計画の内容や周知の方法などにつきまして反省を生かしながら、文化、伝承芸能、歴史、手工芸、園芸、料理、情報機器、スポーツ等、バラエティーに富んだ多様多様な講座をお届けしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

毎年毎年ユニークな講座であったり新しい講座を開設していただいていることに、非常に努力というか、その跡が見えるんじゃないかなというふうに思って、敬服しております。あと、男性が少ないだとかということに関しては、アンケート調査というのをして、みんな、男性も楽しめるような講座、どがんとおの好いとらすか私もよく分かりませんが、開設して、みんなが寄り合うことが大事じゃないかなと思っております。

次ですが、ほっと有明クラブで主催されているスポーツサークルがありますが、皆さん、とても楽しく活動をなされておりますが、参加の状況について、またその運営についてはどのようにされているかお願いいたします。

○谷崎孝則生涯学習課長

ほっと有明クラブにつきましては、誰もがいつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ、いわゆる総合型地域スポーツクラブとして、平成20年に発足いたしております。

この総合型地域スポーツクラブとは、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブのことでございまして、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好される方々が初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加していただけるという特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営をされるスポーツクラブのことでございます。全国的には、平成7年から育成、推進をされまして、現在全国に約3,600のクラブ、県内におきましては25のクラブがございまして、それぞれの地域で多様な活動が展開されているところでございます。

その中の一つでございますほっと有明クラブにつきましては、バドミントン、グラウンドゴルフ、ウォーキング、ヨーガの4つのサークルがございまして、会員になっていただきますと、どのサークルでも自由に参加していただくことができます。現在、約260名の会員の皆様が体力づくりや健康づくり、そして生きがいづくりのために、明るく、楽しく、元気に活動をされております。

町といたしましては、入会受付や会費の管理などのクラブ運営に関しましての御支援のほか、日頃のサークル活動の御支援、そして会員間の親睦を図るためにウォーキングイベントやグラウンドゴルフ大会などの交流事業を企画させていただくなど、地域スポーツの振興に今後も努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

スポーツサークル、グラウンドゴルフだとか、非常に多くの皆さんが楽しみにして毎週活動されておりますけれども、このことについても高齢化が進んでいるということで、運営という面にはサポートが要るんじゃないかなと思いますので、町でのサポ

ートというのがかなり必要じゃないかなというふうに思っております。

次ですが、町民の中には、佐賀のアバンセだとか鹿島まで高齢者大学に通われている知的な好奇心が旺盛な方が割とかなりいらっしゃるんですけども、運動したりウォーキングをしたりして健康づくりをという方と同じように、この知的な好奇心が旺盛な方というのも、とても元気でいろんなことに興味を持たれて生活をされております。

でも、やっぱり佐賀まで行くのがちょっと厳しいなあというようなお声も聞こえてくるんですけども、そのような知的な好奇心を満たせるような歴史や文化等を学ぶような講座の開設について、もうちょっと多かったらいいんじゃないかなというふうに思うところです。例えば、大河ドラマで今鎌倉殿の13人が放映されておりますけれども、それに関連した歴史、本町にも関連の資産があると思うんですけども、そういうことについて詳しく話を聞けば、大河ドラマを10倍楽しむ講座とかといって開設されたら非常に面白いなあというふうに思っているし、いいんじゃないかなと思いますし、また高齢者大学を1講座くらい白石町で開設とかというのができないのか、そこらへんをお尋ねいたします。

○谷崎孝則生涯学習課長

いつでも、どこでも、どなたでも生涯を通して学習を続け、生きがいを見つけていただくということが生涯学習であると考えております。

令和4年度につきましては、文字どおり性別、年齢を問わず、誰もが気軽に参加していただける手工芸、園芸、料理、IT等の文化的な講座について、例年以上の数の講座を開催していきたいと計画をしているところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたように、高齢者大学の分校、ゆめさが大学鹿島校のことかと思っておりますけれども、講義内容なども参考にさせていただきながら、今後は男性がより参加したいと思っただけのような講座、例えば高齢者の男性のみを対象とした講座なども模索をしていきたいと思っております。

そして、御提案いただいた、令和4年1月からNHK大河ドラマのほうで鎌倉殿の13人ということで放送がなされております。大変好評でございます。例えば、本町の重要文化財であります水堂安福寺の宝塔、通称重盛の塔と呼ばれておりますけれども、今回の大河ドラマでの主要登場人物でもございます平清盛やその嫡男である平重盛がこの白石の地とどういう縁やゆかりがあるのか、そういうことなどについても御紹介をさせていただくというようなことで、白石の歴史文化を再認識していただいたり、さらに関心を深めていただくきっかけにもつながっていくのではないかなというふうにも考えるところでございます。

まだまだコロナ禍は続いていくわけではございますが、しっかりと町民のニーズ把握にも努めていながら、多くの町民の皆様にも白石の歴史や文化にも触れていただけるような講座も御提案をしていきたいというふうに思います。御提案ありがとうございます。

以上です。

○中村秀子議員

白石町の文化と歴史を学ぶというのは非常に興味深いことで、高齢化率が高くなると何か寂しい気持ちになりますけれども、高齢化率が高くても、高齢者が生き生きと興味関心を高く持って生活している姿はすごく頼もしいというか、望ましい町の方向性じゃないかなあというふうに思いますので、ぜひ生涯学習の発展が町の発展を支えるというようなキャッチフレーズでもつけながらしていただけたらと思います。

では次に、3番目の空き家対策について質問いたします。

本町では226軒の空き家があり、そのうち14軒が危険を伴う特定空家とされております。1月には、佐賀県で2例目となる空き家の行政代執行がなされました。

木造の家は時間の経過とともに傷み、空き家となればその速度も速くなります。家を解体するには多額の費用がかかり、誰でもすぐにできることではありません。家を持つのも譲るのも大変なことであり、家は財産にはならないんだなあということを痛感した次第でございます。

今回、家の所持者の方も大変苦しい立場であったらうなあというふうに思います。今回の代執行に至るまでの経緯についてお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議員お尋ねの行政代執行に至った経緯でございますけれども、令和4年1月13日に開始しました特定空家の除却につきましては、有明地域の高町にある建物となりますけれども、この建物につきましては、通学路または生活道路に面しておりまして、管理がなされていない状態でございます。非常に建物の傾きが激しくなっておりまして、隣地住居に崩れかかる危険性があったということで、特定空家の中でも優先して指導や命令を行ってきたところでございます。

平成27年6月から所有者本人への適正管理の指導や助言を行ってまいりましたけれども、なかなか改善に至らず、平成30年には道路に面した部分の瓦の落下の危険性が非常に高まっておりましたので、条例に基づいた緊急安全措置を実施したところでございます。その後も引き続き所有者本人と折衝を行ってまいりましたけれども、自力での解決がなかなか見込めないということで、対応に苦慮したところでございます。

そして、令和3年5月に有識者や法務局の職員、警察、消防などから成る白石町空家等対策協議会を発足いたしまして、当該建物を特定空家に認定した上で今後の対策を検討いたしまして、結果、行政対策を見据えた対策を実施ということになりました。

認定後は、行政代執行を見据えて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置、指導、助言、勧告を行いまして、令和3年9月には除却命令を行いまして。それぞれの措置には相当な期限を決めて自力での解決を促しましたけれども、履行されることもなく、今後も履行される見込みがないと判断されたため、やむを得ず今回の代執行に至ったところでございます。

令和3年11月からは行政代執行に基づきます戒告を行いまして、12月には代執行の時期、概算見積額、費用の請求相手を明記しました最終の代執行令状を送付したところでございます。

町といたしましても、全ての措置に対して、最後まで自力での解決というのを望み

ましたけれども、履行されなかったということで、やむを得ず行政代執行による除却を行ったということでございます。

○中村秀子議員

行政のほうも持ち主の方も、大変つらい思いを、痛い思いをされていると思います。力があればもちろん自分で除却をされたであろうし、そうでないからいろんな皆さんに御苦勞をかけたことだと思います。行政のほうでも、職員の方が屋根瓦を落とされたり、壁を補強されたりするのを、私もその作業を見守ったというか、見ておりました。本当に行政のほうも、子どもたちの通学路でありますので、危険がないように管理するのは大変であったろうなというふうに思います。

新聞報道によると、執行の費用の見積りが572万円というふうな数字が出ておりました。この莫大な費用の回収をどうするのか、またいきなりの費用負担は生活を送る上で大変であると思うんですけれども、この事例に限らず、ほかにうちの空き家もどうしようかなと思っている方も、普通の生活するプラス何百万円というお金が捻出できるかというところで非常に考えられるところだというふうに思うんですけれども、猶予とか補助などの除却に対する支援とかというのはどうなんでしょうかね。今後の費用の回収とほかのこともそうですけれども、補助についてお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

行政代執行の費用の徴収につきましては、行政代執行法によりまして、市町村長は代執行に要した一切の費用をこれら義務者のほうから徴収するということになります。今回の行政代執行による特定空家の除却につきましても、解体にかかった費用が確定次第、全額を義務者の方へ納期日を定め、納付命令を行います。その後、納期日までに納付が確認できなかった場合には、同じく行政代執行法で定められているとおり国税滞納処分の例によりまして徴収することとなります。

まずは、自主納付を促しながら納付命令、督促を行いますけれども、期日までに全額納付されない場合には国税徴収法に基づきまして、個人の財産、資力の調査というのを実施いたしまして、強制徴収による債権回収を行うこととなります。

どうしても有効な差押え可能財産につきましては、国税徴収法の47条に基づきまして、これはコンプライアンス上、その財産を差押えしなければならないということになっておりまして債権差押えを行うということになります。

行政代執行の費用につきましては、これは一般財源を投入いたしました貴重な町の債権でございますし適正に管理をされて、最終的には家屋の除却も、これは当然ながらではございますけれども、実費で行われている方との公平性を担保するという観点からも町の債権保全に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、議員御質問の補助ですとかということよりはやはり個人の債権の回収に関するところでございますので、今のところ町のほうでそういった予定はございません。

○中村秀子議員

厳しいところですがけれども仕方がないというような感じはいたします。

次ですが、特定空家はまだまだ14軒ですかね、あります。その対処方針についてどのように考えていますか。

誰でも自分の生まれ育ち、住んだ家が朽ちていくのは忍びないものです。そうならないための適正管理に係る啓発についてはどのようにされているのでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

特定空家に対します今後の対処方針とのことをございますけれども、まずは令和3年5月に白石町空き家等対策協議会で認定されました、先ほど議員申されました14軒のうち、まだまだ未解決でございます12軒に対して、再度危険度、周辺の住環境を確認した上で優先順位をつけて対策を行っていくこととなります。

当然、通常の空き家対策も並行して行うということにはなるかと思えますけれども、これと同じく、まずは管理責任のある空き家の管理者の方に自力執行を粘り強く促しながら除却解決に向けた折衝を行いながらということになりますけれども、何よりも安全を最優先しまして、地元の不安を少しでも早く解決できるように対応してまいりたいと思っております。

○中村秀子議員

なかなか難しい課題だとは思いますが、もう肅々としていただきたいと思いますが、今回の代執行に当たっては持ち主が確定された、分かっている場合だったと思うんですが、以前多久市だったですかね、行政代執行が行われた場合、そこは持ち主が特定できてないという長屋というような報道でしたけれども、持ち主が不明の場合や登記がなされていないとか、そういう場合については徴収も難しいであろうし交渉の相手方も見つからないということになるかと思えますけれども、そういう場合はどういうふうに対応されますでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

持ち主が不明の場合の空き家につきましてはどのような対策をするのかという御質問でございますけれども、所有者が行方不明の場合ですとか、相続人が全員相続の放棄をしているというケースもございます、そういった場合が多いかと思えます。対策といたしましては、所有者が特定できない場合の強制的な措置でございます略式代執行という形での除却を行うか、あるいは相続財産管理人ですとか、不在者財産管理人制度を使いまして、裁判所から選任された財産管理人に管理や処分を行っていただくというような手法になるかと思えます。

○中村秀子議員

本町は空き家がどんどん増えておりますので、空き家になる前の対応だとか、そこらへんの啓発をぜひしていかなければいけないなと思うところですので、今後とも、せざるを得なくなる前の対応ということをしていければなというふうに思います。

これで一般質問を終了いたします。

○片渕栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。

今回の質問は3点させていただきます。

通告に従い、質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、治水整備計画について伺います。

六角川流域の治水対策について、国や県と流域市町の協議はどのように行われているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○笠原政浩建設課長

令和元年、佐賀豪雨で六角川水系では甚大な被害がありました。それに伴いまして、武雄河川事務所が被災し、国、県、市町等の関係機関で構成する六角川水系の水害を踏まえた防災・減災協議会の中で、六角川水系緊急治水対策プロジェクトを令和元年12月20日に取りまとめられたところでございまして、3つの柱、1つ目に、被害の軽減に向けた治水対策の推進。2つ目に、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進。3つ目に、減災に向けたさらなる取り組みの推進を軸に、各関係機関におきまして取り組まれておりましたが、御存じのとおり令和3年8月出水におきましても再び甚大な浸水被害が発生したところでございます。

このような状況の中、今後の六角川水系における流域全体での取り組みにつきまして、六角川水系流域治水協議会を令和3年12月20日に開催され、協議を行われており、今月末までに新六角川流域治水プロジェクトを取りまとめるとされております。

また、佐賀県では、内水対策プロジェクト会議が行われております。この会議では、県内で同じく内水被害に取り組む各市町の気持ちを共有し、今年も豪雨がある前提で各市町が近隣市町をカバーし合うなどし、大雨時には県民へ情報提供していくための話合いがなされております。内容につきましては、まず内水を流す、内水をためる、人命を守るの3本柱とし、河川の浚渫、田んぼダムやダム、クリークなどの事前放流、内水カメラの新規設置など、プロジェクト会議の場において今後の取り組みを決定されております。

また、国のほうでは、国の事業として、今現在六角川の激特事業が行われている中でありますが、緊急的に河道掘削を馬田橋下流まで延長され、さらにヨシの生育の抑制を図るため、淡水池の設置が行われていると聞いているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

喫緊ですね2月15日に県の内水対策プロジェクト拡大会議というのがあっております。これには、我が町から副町長が参加をされたと伺います。国、県、市町約40名の方が出席をされたということをお聞きしております。その内容についても伺いたいと思います。

○百武和義副町長

先ほど、2月15日に県のほうで拡大会議が開催された、その様子はということでございます。

県のほうでは、令和3年8月豪雨での内水氾濫被害を受けまして、プロジェクトチームを設置され、計画的に対策会議が開催されておまして、2月15日には山口知事出席の下、佐賀県内水対策プロジェクト拡大会議が開催をされました。この会議の中では、令和4年度の国、県、市町の取り組みが説明をなされました。

武雄河川事務所の取り組みとしましては、六角川の18キロから29キロ区間で新橋地点80センチ低下させるということで、河川水位を低下させるため緊急的に河道整備を実施するというのと、先ほど課長のほうからも説明ございましたけども、ヨシの生育抑制を図るために淡水池の設置が行われるという説明がございました。

また、佐賀県の取り組みといたしましては、まず人命等を守る取り組みでは内水監視カメラ等の説明、内水をためる取り組みではのり面崩壊が進行したクリークの護岸整備等の説明、内水を流す取り組みでは排水ポンプ車両の整備、河道内の堆積土砂の撤去等の説明が行われました。

最後に、市町の取り組みということで、代表されて5つの市町から取り組みが説明をなされました。

以上でございます。

○溝口 誠議員

この中で特に六角川水系、先ほどありましたように治水対策の大きな柱で特に河道掘削、川底を掘削してその水位を下げるということで、最初は武雄市から11キロの大町町の大町橋となっておりました、最初の計画案ね。これが今回白石町まで掘削をするということに決定したんでしょうか。

○田島健一町長

議員からの河道掘削が白石町まで延伸されたのかという御質問でございます。

これにつきましては、2019年の佐賀豪雨を受けて、国においては治水対策として河川激甚災害特別緊急事業というのに着手をされたわけでございまして、この中では大町橋から上流6キロ区間において河道掘削を行うようになされておりました。それを9割方できた時点で令和3年8月豪雨が来たわけでございまして、聞くところによりますと、その事前の河道掘削で、河川の水位が約30センチは下がったであろうという評価をなされているようでございました。

その後、先ほど言いましたように、昨年8月豪雨でもその後どうしようかという

ようなことをいろいろ国のほうでも検討なされたわけでございますけれども、やはり河道掘削を行うのが初期の対策として非常に効果があるということで、先ほど言いましたように大町橋から下流、馬田橋よりもっと下流まで河道掘削を行っていくということで、これについては昨年12月14日に国のほうで発表があったわけでございますけれども、国の補正予算で16億4,900万円が計上され、現在実施をされているところでございます。

そういうことで、白石町内での河道掘削というのは今まで見れなかったんですけれども、これを早急にやっていただくということで、もちろん上流域の方々にとっても私たち白石町にとっても、いい方向にいくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

非常によかったなと思います。

この河道掘削がまず最初の洪水防止の役に立つということでございました。その中で、2月24日に今度は六角川の流域の6市町の市長と県の担当者会が集まりまして六角川水系流域治水協議会を開催されました。その中でのお話もしていただければと思います。

○笠原政浩建設課長

2月24日、六角川水系の流域治水協議会の中で、まずこれまでの取り組みの状況の報告がなされ、今後の取り組みというようなことで前回の第1回目の協議のときの合意事項などの確認がなされております。

まず、1回目の協議事項の確認ということで、新六角川流域治水プロジェクトを年度末までにまとめることで合意がなされた。それから、2番目に、各地域のあるべき姿、取り組み方針などを相互に確認がなされた。3番目に、次期出水に向けた緊急対策の実施の確認。4つ目に、流域対策を進める対策の一つである特定都市河川浸水被害対策法の内容の確認などの話がなされたところでございまして、今後、特定都市河川区域指定についても考えていきたいというふうなお話でございました。

以上です。

○溝口 誠議員

この流域治水は白石町だけではできない、この六角川に関するあらゆる市、町、県が協議をしながら、どうこの治水をしていくかということが大きな課題で、先ほどありましたように新六角川流域治水プロジェクト、新がついております。これの全体構想が3月の月末に出されると、構想を。ということは、あと半月後に出される予定でございまして。そういう中で、新たな総合的な対策、いろんなポンプを造設するとか貯水池を造るとか、あとは排水対策をするとか、様々な要素を加味しながら構想が出来上がると思います。そういう全体の中で、どう大きな水害を防いでいくかということで構想が発表されるわけでございます。

そういう中で、我が町としましても災害対策、2番目この流域治水推進事業における内水の解析状況とそれに伴う今後の対応方針について伺いますけれども、町としましても、前年度から災害対策ということで地域流水対策、治水対策委託ということはされております。

これは白石町流域治水推進事業対策検討業務委託ということで、あらゆる視点からこの治水をどうしていくのか、そういうことで業務委託を東京の建設会社コンサルタントに依頼をされております。これは1,281万5,000円の委託をされております。そして、もう一つが深淺測量業務委託、これもコンサルタントに218万円で委託をされております。計1,303万3,000円の治水対策の業務委託をされとります。これが大体、年度末の3月いっぱいに来上がるということを最初発注するときに伺ってございました。その状況について伺いたいと思います。

○笠原政浩建設課長

流域治水対策推進事業につきましては、昨年6月の議会におきまして、流域治水の対策の推進を図るための調査に係る予算を措置し、今回3月議会で追加補正をお願いしたところでございます。

調査につきましては、まず深淺測量につきましては、只江川下流域から有明海のほうまで深淺測量を行っております。この部分については完了いたしております。大きなところで、現在、内水解析モデルがおおむね完了し、地元の排水調整委員さんからの聞き取り結果を踏まえながら、治水対策メニューの検討を国や県などの関係機関の意見等も参考にしながら策定し、治水対策メニューの効果検証を行うことといたしております。

期間といたしましては、昨年の8月の豪雨の検証まで行うことといたしましたので、今のところ今年の6月末を工期として変更をいたしているところでございます。また、この対策メニューの中には、ロードマップにより短期でできるもの、中期でできるもの、長期でできるものを併せて策定をすることといたしております。

対策メニューにつきましては、国や県に要望するもの、それから町が主体的に行うものが想定されますが、優先順位を定め積極的に推進を図り、早期に実現できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど言いましたように、六角川水系治水協議会での全体構想が今月の末に発表されます。詳細にわたってはまだ決定はしていませんけど、大枠の各市町、流域でどうするかということが大枠は出てきます。

そして、先ほど言いました白石町としましても、この治水推進対策事業が6月までには来上がるということで、全部が来上がるわけじゃありませんけど、基本的な部分が出ます、初めて。8月の去年の水害からいろんな今まで議員の方々が質問をされました。しかし、部分部分はいろんな対策がありましたけども、全体的な構想がもう見えてきます。そういうことで、いよいよこれからどのような工程でそれを取り組

んでいくかということが大きな課題になってまいります。

今まで検討でしたけども、いよいよこれを、実際もう水害は待たなしてございます。どうやっば取り組んでいくかということで、しっかり今からこの計画を立てる段階になってまいりました。白石町として今後どういうスケジュールで、検討していくのか。

実は、江北町が本年度中に排水計画の計画をし、内水氾濫低減を目指すということで新たに今年度中に策定をしております。ため池の事前落水や不要な貯水の確認など、多様な視点から内水氾濫への低減を目指す。今年の雨期に間に合わせるということで、江北町ではそういう計画の策定に取り組んであります。

先ほど言いましたように、白石町もいよいよ材料がそろいましたので、今後どのように計画を進められるのか伺いたいと思います。

○笠原政浩建設課長

対策メニュー等が完成し、議員の皆さん方にお知らせをするとともに排水調整委員さんたちの意見等にも調整会議の折に説明していければというふうに考えております。

また、先ほども申しましたが、大きな事業等につきましては、国、県に要望する事業も多々あるかと思っております。そういった中で、要望活動、あるいは実際どこまでできるのかということも県、国と協議を進めていかななくてはいけないのかなというふうにも考えております。そういった意味では、町の職員だけじゃなくて議員の皆さん方の御協力もお願いする場もあるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

今議会で第3次の総合計画が決定をいたしました。向こう4年間、白石町はどう進んでいくのかの方向性を明確に計画として発表されました。同じく、この治水事業も単年度ではできる事業ではございません。やっぱり長期にわたって、短期にできる分はしていかなきゃ駄目、だけど全体的にはやっぱり長期に及んでいくと思います。そういう意味では、しっかり総合計画と同じように長期にわたって計画を立てていくということが大事ではないかなと思います。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

流域治水に関する調査は、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、昨年6月から調査をやってきておりました。その途中において令和3年8月豪雨も来たということで、それもまた加味して調査をやろうということで、先ほどみたいに補正予算をつけていただいて、工期も今年の夏までにということになってございます。これについては、あくまでも調査でございますので、調査の後に今度計画というのを、これもソフトですけれども、やっていかないかん。これについては、やはり役所だけじゃなくて地元のことをしっかり分かっている町民の皆さん、議員の皆さん、いろんな人たちの意見も聞きながら計画をつくり、そして実行に移していかなければならない

というふうに思っています。それにおいては、今後皆さん方にも大変お骨折りをいただくかも分かりませんが、みんなで作っていきこうというところでいかせていただきたいというふうに思います。とにかく私は自然災害というか、住みやすい町をつくっていききたいということで、私ももちろん、もともとそういう土木屋でございますので、もうそこらへんは一番に肝に銘じてやっておりますので、これはしっかりとやらせていただきたいというふうに思います。

○溝口 誠議員

早急に対応をお願いしていきたいと思えます。

次に、2点目でございます。

子どもの医療費について伺います。

まず、第1番目に、子どもの医療費事業により、疾病の早期治療と保護者の経済的負担の軽減が図られている。この子ども医療費の現状について伺います。

○矢川靖章保健福祉課長

子どもの医療費について答弁申し上げます。

子どもの医療費助成は、出生から中学生までの子どもを対象にしております。窓口で通常支払う3割もしくは2割の一部負担について、医療機関ごとに入院は月上限1,000円の負担、通院は月の1回目と2回目が上限500円を自己負担とし、3回目以降の負担はなし、そして調剤の自己負担はなしとしております。町として、対象者が窓口で負担された以外の一部負担金の助成を基本的には現物給付で行っております。

事業費としましては、令和元年度決算で約7,960万円、令和2年度決算で約7,120万円の支出となっております。

医療費助成の財源としましては、未就学児への医療費助成の経費は県費の補助対象となっております。県費2分の1、町費2分の1となります。小・中学生の医療費助成の財源は、基本的に町費のみとなりますけれども、児童のうち、独り親家庭等医療助成、そして重度心身障がい者医療費助成の対象者が子どもの医療費の助成を受給された場合は、それぞれ助成の対象となりまして県費2分の1の補助がございます。

この事業により、議員が言われるとおり、疾病の早期治療と保護者の経済的負担の軽減が図られ、子育て支援の主要な取り組みの一つとなっております。

以上です。

○溝口 誠議員

この補助が、特に中学生以下、乳児、幼児まで、本当に経済的負担が保護者にかからないようにしていただいております。また、現物給付ということで、直接病院にお金を払わなくていいということで、非常にこの制度は親御さんにとっても御家族にとっても助かっていると思えます。非常にありがたく思っています。

2点目でありますけれども、特に若者世代への定住促進には、子育て世代への経済的負担の軽減と組み合わせた施策が必要であります。

中学生までは約年間7,200万円近く医療費がかかっているということでございます。

そういうことで、中学生から高校生3年生までこの医療費助成が行われれば、かなりそういう面では充実をしてくるのではないかなと思います。そういう意味では、確かに大きな財源も要ります、子どもさんが小さいときはちょっとした発熱でもちょっとしたけがでも病院に行く機会が多うございます。しかし、高校生ぐらいになると、小さい子どもみたいに頻繁に病院に行くということは少なくなると思います。大きな骨折とか脱臼をしたとかアキレス腱を切ったとか、そういうことは多々あると思いますけれども、乳幼児、小さいお子様からすれば少ないと思います。

そういうことで、今現在、中学生以上の高校生まではどのくらい医療費がかかっているのか、お聞かせ願います。

○矢川靖章保健福祉課長

高校生の医療費についての御質問でございます。

すみません、医療費については、医療費助成の費用というのを概算で出させていただいておりますので、その費用に代えさせていただきたいというふうに思います。白石町で18歳までを医療費助成の対象とした場合、概算ではございますが、年間1,000万円程度の財源が追加で必要になるかというふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

概算でありますけれども、今の中学生までにプラス1,000万円近くの経費が要するというところでございます。そういうことで、多額の出費にはなりますけれども、先ほど言いました若者世代への定住促進と子育て世代への経済的負担軽減、特に子育て、今、国もこども庁を設置するという機運になっております。そこで、特に子育てに関してはここが最後の大きな仕上げというか、子育てしやすい環境の仕上げになってくると思います。そういうことで、できれば高校3年生まで医療費の助成をしていただけないかなということで、私は質問しております。

というのは、実は高校生までの医療費助成が、東京都では今までは中学3年生までとなっておりましたけれども、医療費の助成対象を高校3年生まで拡大する方針を発表しました。特に2023年度から開始を目指すということで、東京都においては7億円、経費がその分要するというところでございます。当町では1,000万円ぐらいということでございます。そういうわけで、東京が助成をするということで今動き出しております。実は今、いろんな政策は東京から出発する、東京がしているとずうっとこれが全国に波及して、いろんな事業が展開をされております。国としても、こういう方向にだんだん将来的にはいくのではないかなとは思いますが、できれば当町でも住みやすい、子育てしやすい、そういう環境であるということで、ぜひこの高校生までの医療費助成をお願いしたいということで思っております。答弁は要りません。

3点目でございますけど、ケアラーの支援について伺います。

高齢化が進む中、家族など身近な人を無償で介護や看護をされているケアラーが全国的にも増加をしております。本町において、ケアラーがおられる世帯数について伺いたいと思います。また、介護や看護、療育なども含めて、支援が必要とされる世帯

数について問います。

○武富 健長寿社会課長

ケアラーへの支援についての御質問でございます。

ケアラーとはということで、先ほど議員申されましたように、介護者のことでもございまして、家族や身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人々のことをケアラーというふうに言っております。ケアラーがケアしますのは高齢者だけではなく、障がいのある方や疾病により療養されている方、また医療的ケアを必要とする子どもなど、ケアを受ける方の状況は様々でございます。

そういった意味で、ケアラーのいる世帯を正確に把握することは大変困難でございます。また、介護や看護、療育などの支援を必要とされている世帯数につきましても、同じような理由で把握は困難でございますが、支援を要する方の一例といたしまして、介護認定を受けている方が1,520名、障がい福祉サービスの支給決定を受けている障がい者の方が253名、障がい児が96名おられますので、これらの方がいらっしゃる世帯については支援を必要とされている世帯というふうに言うことができるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

このケアラーについて様々な問題を抱えておられると思います。心のケアや相談体制の支援策について伺いたいと思います。

実は北海道の栗山町という町がございまして、人口約1万1,000の小さな町で、私たち議員も1回視察に行かせていただきました。ここが実は2019年3月19日全国市町村では初めてケアラー支援条例を設立されました。ケアラーは約10年前からいろんな調査をし、民生委員さんや、いろんな方に聞いて調査をしながら、ずっと会議をし、やっと10年後にこの全国初のケアラー支援条例を成立された。何でされたかといえば、先ほど言われました介護に認定されているとか障がい等、障がい児とか数がございました。

その中で特に介護保険支援事業もございまして、このケアラーというのは介護保険支援事業の谷間というか手の届かないところにいらっしゃる方々をどう支援をしていくかって、相談窓口をつくったり支援をしていくかということがこのケアラーの大事なところです。介護保険で全部できればそれは何もせんでよかですけども、そこにかからなかった方、特に若い方で病気をしたとか障がいになったとか、様々なもんがある。そういうことで、介護を受けなければいけない、支援を受けなければいけない、そういうことで町全体としてこのケアラーの支援体制をするということで、この栗山町は条例の策定をされております。

当町についてもどういう支援体制、相談体制ができるのか、伺いたいと思います。

○武富 健長寿社会課長

先ほど申し上げましたように、高齢者だけではなく障がい児、障がい者、それから

医療的ケア児など、ケアを受ける方の状況は様々でございまして、ケアラーには介護や看護に大きな負担がかかっている現状がございまして。また、育児と介護を同時に行うダブルケア、高齢者世帯の夫婦間で介護を行う老老介護、高齢の親が何らかの事情で自立できない50代の子どもの世話を担う8050問題、また家族の介護や世話を子どもが担うヤングケアラーの問題など、世帯が抱える問題は多様化をしております。

現在町では、障がい者や高齢者をケアするケアラーへの支援といたしまして、ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる介護、障がい福祉サービス、また認知症の人やその家族に対し認知症カフェを開催し、認知症の知識や精神面の支援などを行っております。

しかし、ケアラーは介護等を行うことによりまして、介護そのものに対する不安や孤独を感じているだけではなく、身体的、経済的な負担を強いられ社会的に孤立し、介護する家族等のために自分自身の生活を犠牲にせざるを得ない状況に置かれることにもなります。介護負担の軽減を図るために、支援を必要とするケアラーの早期発見や相談機関の周知等、適切な支援が求められております。そのためにも、高齢者関係の部門のみではなく、障がい者総合相談支援センター、子育て世代包括支援センター、それから学校、障がい、子育て、生活困窮等の支援に関わる多部門と連携しながら、相談、支援を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○溝口 誠議員

このケアラーの中で、特にヤングケアラーと呼ばれる若者世代の増加が指摘されております。本町におけるヤングケアラーの実態の把握はされているのか、またヤングケアラーの支援策についてどのようにされているのかを伺いたいと思います。

その中で、ヤングケアラーということはどういうことかといえ、説明をさせていただきます。大人が担うようなケア責任を引き受けている18歳未満の子ども、大人が引き受けるようなケアの責任、それを要するに今の子どもがするということです、これがヤングケアラーです。どういうことかといえ、障がいや病気のある家族に代わり家事をしている。それから、もう一つは、家族に代わり幼い兄弟の世話をしている。あと、もう一つが、家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けているというのがヤングケアラー、主にそういう子どもたちです。

特に、これは実は佐賀市社協がヤングケアラー支援のための調査をされて、佐賀市では17世帯24人の把握をされているということが報道で載りました。それは、昨年11月に民生委員さん、児童委員さん、主任児童委員193人を対象に実施し、担当地区でヤングケアラーと思われる世帯があるか、その数、心配なことや病気になることなどについて尋ねたと。それを尋ねたところ、何と180人が回答した中で、ヤングケアラーと見られる子どもは、小学校4年から6年が7人、最も多かった、高校生が6人、中学生が5人、小学校1年から3年が4人いたと。3年生、低学年で大人のケア責任を持ってしているということです。それは具体的には、弟の世話をするために睡眠が足りず、授業をしっかりと聞き取れないと、親だけでは手が回らず子どもが多く家事を担っているなど、様々な意味で子どもらしき生活ができていないというのが現状なんでございまして。そこで、この社協としても、そこへしっかり手を差し伸べて

いこうということで、今こういう調査をされて把握をされています。

この実態調査をするにおいては、非常に学校との協力も不可欠であると。行政だけでは非常に難しいので、学校の協力を得てこの調査をしているそうでございます。そして、支援の在り方とともに困っているが声を上げにくい子どもがいるのではとの視点もあったと。当町では実際どのくらいいらっしゃるのかを把握はできているのか、もしいかなかったとしてもそういう子どもたちが今後出てくるという可能性はあります。そのとき町としてもどういう対策をしていくのか、伺いたいと思います。

○矢川靖章保健福祉課長

ヤングケアラーにつきましては、子ども・子育てに関係してきますので保健福祉課から答弁させていただきます。

本町において、家族の介護やケアを担うヤングケアラーと思われる子どもの把握については、子ども自身や保護者など支援が必要な状況であることを認識していないことも考えられ、その実態の把握は非常に難しいものと思っております。そのような状況下の子どもを把握するためには、学校、地域の民生委員、児童委員やその他医療機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、多様な関係機関の理解と協力が必要となると思っております。

また、子ども自身自分がヤングケアラーだと認識していなかったり、家族のケアを行うことに生きがいを感じているケースもあると聞きます。子ども自身が自分でヤングケアラーだと気づけるような機会をつくっていくこと、また子どもが相談しやすいSOSのサインを出せる環境をつくっていくことも必要だと感じております。

町内の小学校、中学校とは、子育ての支援が必要な家庭につきましては協力して支援を行っている状況にあります。現在のところ、ヤングケアラーについての情報は学校のほうからは入ってきておりません。ヤングケアラーの情報が入り、支援を行う場合には、ケアが必要な家族に必要な支援、必要なサービスが届けられますように関係機関と連携して、そのお子さんの負担を減らしていくことが大事だというふうに思っております。

ただ、全国的には支援制度がまだ整っていないため、助けが必要な子どもたちに十分行き届いてないのが実情というふうに思っております。早期把握、適切な支援が行える環境をつくっていくためには、ヤングケアラーという言葉の認知度向上とヤングケアラーに対する正しい理解が進むよう普及啓発にも努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口 誠議員

今はいらっしゃるということでございますけども、そういう子どもさんがいるときにきちっとやっばしこちらがアンテナを張って、それに対応できるようにしとかなないと見過ごしてしまうということでございますので、しっかりそこらへんはお願いをし、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。
以上で本日の議事日程は終了しました。
本日はこれにて散会します。

15時00分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月14日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 岸 川 義 信

署 名 議 員 友 田 香将雄

事 務 局 長 久 原 雅 紀